

## 再 評 価 調 書 (案)

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業(かんがい排水事業)					
地区名	中井筋地区					
事業箇所	安城市、刈谷市、高浜市					
事業のあらまし	<p>本地区は、愛知県のほぼ中央、安城市の西部、刈谷市の東部及び高浜市の北部に位置する受益面積403haの水田地帯で、明治用水の中流部に位置している。中井筋水路は、明治13年に用排水兼用水路として完成し、その後、昭和22年から昭和42年までの県営かんがい排水事業明治下流地区により改修された。</p> <p>昭和47年から昭和55年までには県営水質障害対策事業上倉地区により新しく用水路が整備され、中井筋水路は排水専用用水路となった。</p> <p>しかし、中井筋水路は、老朽化が進むとともに地域周辺の都市化等により排水不良が生じ湛水被害が発生している。よって、排水路を改修することにより、湛水被害を防止し、農業経営の安定を図るため、平成12年度から県営かんがい排水事業 中井筋地区により事業を実施している。</p>					
事業目標	<p><b>【達成(主要)目標】</b></p> <p>排水路(L=9,017m)を改修することにより、地域の湛水被害を防止し、農業経営の安定に資する。また、景観に合った護岸や生物多様性に配慮した護岸を実施することにより、環境との調和を図る。</p> <p>(基準雨量 172mm/日、1/10年確率雨量)</p>					
計画変更の推移		採択時(H12)	再評価時(H21)	再々評価時(H26)	変動要因の分析	
	事業期間	H12~H22	H12~H28	H12~H29		
	事業費(億円)	88.4	100.6	97.2		
	経費内訳	工事費	79.6	83.4	84.6	工法変更
		用補費	0.7	7.9	1.8	補償費の変更
		その他	8.1	9.3	10.8	測量試験費の増
事業内容	排水路工 L=9,017m	排水路工 L=9,017m	排水路工 L=9,017m	変動なし		
II 評価						
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p><b>【事業採択時の状況】</b></p> <p>本地区は稲作を中心とした農業地帯だが、流域の一部である市街化区域では開発が進行している。また、排水路は造成後30年以上が経過し、老朽化により排水不良が生じ湛水被害が発生していたため、排水路を整備する必要性が高まっていた。</p> <p><b>【再評価時(H21)の状況】</b></p> <p>地域の排水施設であるが、事業着手時に比べ老朽化が進んでいたため、必要性が増大しており、判定はAであった。</p> <p><b>【現在(再々評価時)の状況】</b></p> <p>再評価時と同様に、事業着手時に比べ必要性は増大している。</p> <p><b>【変動要因の分析】</b></p> <p>流域面積に変化はなく、また、未改修部分の老朽化はさらに進んでいるため、整備の必要性は増大している。</p>				
	判定	A	<p>A: 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B: 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C: 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>流域面積に変化はなく、また、未改修部分の老朽化はさらに進んでいるため、整備の必要性は増大している。</p>			



1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)の変化

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】  
 前回評価時(H21再評価時)と比べて、事業費の増減及び土地利用の変化は軽微なものであり、要因変化はない。

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】

区 分		事業採択時 (基準年：H12)	再評価時 (基準年：H21)	再々評価時 (基準年：H26)	
費用 (億円)	当該事業による費用	88.5	91.8	—	
	その他費用 (関連事業費+資産価額+再整備費)	—	11.8	—	
	合計(C)	88.5	103.6	—	
効果 (億円)	災害防止効果(農業)	—	138.1	—	
	災害防止効果(一般)	—	0.1	—	
	災害防止効果(公共)	—	38.6	—	
	維持管理費節減効果	—	▲0.5	—	
	合計(B)	111.2	176.3	—	
	(参考) 算定 要因	流域面積(ha)	696	696	696
		受益面積(ha)	403	403	390
うち農振農用地面積(ha)		355	355	344	
市街地等面積(ha)		293	293	306	
費用対効果分析結果(B/C)		1.26	1.70	変化なし	

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】

「新たな土地改良の効果算定マニュアル」(平成19年9月農林水産省農村振興局企画部土地改良課・事業計画課監修)に基づき算定。

【変動要因の分析】

該当なし

2) 貨幣価値化困難な効果の変化

(事業採択時の状況)  
 景観に合った護岸や生物多様性に配慮した護岸を実施することによる環境と調和させる効果。

【再評価時(H21)の状況】

変化なし

【現在(再々評価時)の状況】

変化なし

【変動要因の分析】

変化なし

判定

A

A： 前回評価時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。  
 B： 前回評価時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。  
 C： 前回評価時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。

【理由】

再評価時(H21)と同等の事業効果が見込まれる。

Ⅲ 対応方針（案）	
<b>継続</b>	<p>中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。          継続：上記以外のもの。</p>
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後 年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】          本事業は想定規模と同等の降雨がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等降雨が発生した場合にその効果を検証することとする。</p> <p>【主な評価内容】          該当なし。</p>	
Ⅴ 事業評価監視委員会の意見	
Ⅵ 対応方針	